

# 教育民生常任委員長報告

令和5年3月17日

今期定例会において、教育民生常任委員会に審査付託となりました議案9件について、その審査の経過と結果をご報告申し上げます。

本委員会では、去る3月3日に委員会を開催し、担当部長等の出席を求め、慎重に審査いたしました。

議案第20号「三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」外8議案は、審査の結果、いずれも全員一致をもって原案のとおり可決してよいものと決しました。

審査の過程において、各委員から述べられた指摘及び意見について、その主なものを申し上げます。

議案第20号「三次市国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）」については、国民健康保険は、平成30年度から県も保険者として財政運営の責任主体となり標準保険税率を決定している。この税率へ一度に統一することは急激な負担となることから隔年で税率改正し、6年間をかけて県の示す準統一保険税率へ移行することとされ、令和元年、令和3年と過去2回の税率改正が行われてきたところである。

今回の税率改正も国民健康保険財政調整基金の決算状況等を鑑みるとやむを得ないものであるが、物価高騰も加わり、国民健康保険加入世帯の生活への影響は深刻である。よって、今後も県と連携し、保険者努力支援制度を更に活用する等、国民健康保険税率の抑制に資する取組の一層の推進を図られたい。

議案第22号「三次市病児・病後児保育室設置及び管理条例の一部を改正する条例（案）」については、2施設を1つに統合後も住民ニーズの把握に努め、必要に応じて対応されたい。

以上、述べました事項のほか、審査の過程において各委員から述べられた指摘及び意見についても、今後十分に反映していただくよう要望し、委員長報告を終わります。